

処理施設への持込み **有料**

燃やせるごみ
不燃物B
資源ごみ



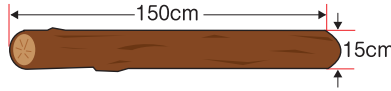
10kgまで **154円(税込)**

※以降10kgごと154円(税込)

- 持ち込むときは、必ず分別してください。
- ご家庭のリフォームや解体工事など、業者に依頼して発生したごみは産業廃棄物となるため、市では処分できません。(P17)
- 大量または長期間にわたって持ち込む場合は、事前にご連絡ください。搬入許可証の発行が必要となる場合があります。



剪定枝
落ち葉
雑草



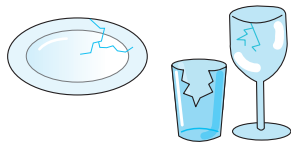
無料

- 剪定枝・落ち葉・雑草の持ち込みは、料金がかかりません。ただし、**事業者が持ち込むものは有料です。**
- 剪定枝は150cm以内の長さ、15cm以内の太さにしてください。竹は茶色になるまで乾燥させてください。
※一部の剪定枝など、循環型社会の実現に向けて資源化に取り組みます。

東清掃センター TEL 21-3383

月曜～金曜(祝日含む)
8:30～16:30
※12月31日～1月3日を除く

不燃物A
危険性の物



10kgまで **44円(税込)**

※以降10kgごと44円(税込)

- ご家庭のリフォームや解体工事など、業者に依頼して発生したごみは産業廃棄物となるため、市では処分できません。(P17)
- 大量または長期間にわたって持ち込む場合は、事前にご連絡ください。搬入許可証の発行が必要となる場合があります。



びん

10kgまで **154円(税込)**

※以降10kgごと154円(税込)

- 「びん」は「不燃物A」や「危険性の物」とは異なり、154円(税込)／10kgとなります。

一般廃棄物最終処分場 TEL 81-5371

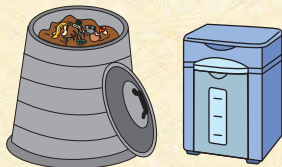
月曜～金曜(祝日含む)
8:30～16:30
※12月31日～1月3日を除く

生ごみ処理容器設置 補助金交付

ごみ減量化・再資源化の推進のため、生ごみ処理容器を設置する世帯に予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象容器

- 生ごみ処理容器
- 電気式生ごみ処理容器



資源ごみ回収推進団体 報奨金交付

自主的に資源ごみ回収活動を実施するPTAや町内会、子ども会などの市民団体へ報奨金を交付します。

対象団体

1. 地域住民で構成する団体
2. 営利を目的としない団体

不用品活用銀行

ゆずり
ます



東清掃センターの
業務時間内に
電話で申し込んで
ください

もとも
ます



- 登録期間は6か月
- 応募があった場合、登録者の連絡先のみをお伝えします。交渉は、本人同士でお願いします。
- 登録内容更新のため、交渉結果を必ずご連絡ください。
- リサイクルプラザへの持込みは、衣料品や日常生活の小物、子ども用品に限ります。

登録内容は、玉野市ホームページで検索

リサイクルプラザ
TEL 21-3383

開館時間／月・木・金 13:00～17:00
第4日曜 9:00～17:00
※祝日、12月28日～1月4日を除く

燃やせる
ごみ

P3-4

不燃物A P5

不燃物B P6

古紙類 P7

その他
プラスチック製
容器包装 P8

ペット
ボトル P9

びん類 P9

缶類 P10

危険性の物
P10

古布・廃食用油
(拠点回収)
P11-12

小型家電
PCリサイクル
P13

家電
リサイクル
P14

粗大ごみ
P15

処理施設への
持込み
P16

市が取り
扱わないもの
P17

粗大ごみ
一覧表

P18-19

分別辞典
(50音順)

P20-50